

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**平成30年6月7日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1700247 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1800009 号

## 第1 結論

請求者のA社B営業部（現在はA社C営業部）における平成24年7月10日、同年12月10日、平成25年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額を95万円に訂正することが必要である。

平成24年7月10日、同年12月10日、平成25年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年7月10日、同年12月10日、平成25年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成24年7月10日  
② 平成24年12月10日  
③ 平成25年7月10日  
④ 平成25年12月10日

私は、請求期間①から④までにおいて、A社B営業部から、賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録がない。

調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社C営業部から提出された請求者に係る賃金台帳（写）及び同事業所の回答により、請求者は、請求期間①から④までにおいて、A社B営業部から95万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、請求者は、請求期間①から④までにおいて、当時のA社B

営業部の事業主であったことが確認できるが、現在のA社C営業部の事業主及び社会保険担当者（請求期間当時A社B営業部の社会保険担当者）は、i) 請求者は、当時、営業担当の執行役員として関東地区の店舗を統括する立場にあった、ii) 社会保険の届出は、A社の本社が作成したデータに基づきA社B営業部の社会保険担当者が、事業主印の押印を含め一人で行っており、請求者は社会保険業務に関与していなかったと回答又は陳述していることから、請求者は厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定には該当しないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年7月10日、同年12月10日、平成25年7月10日及び同年12月10日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。